

## 小学校及び中学校における事務主任の命課基準

第1条 登別市立学校管理規則（昭和46年教委規則第1号）第7条の2に定める事務主任は、次の要件を満たす事務職員のうちから個々審議のうえ、命課する。

（1）事務主任としての職務遂行能力を有し、かつ、職務成績が良好であると認められる者とする。ただし、休職中の者、育児休業中の者、長期療養者及び懲戒処分を受けた者を除く。

（2）在職年数 上級（大学卒） 8年以上  
中級（短大卒） 10年以上  
初級（高校卒） 12年以上  
その他（高校卒） 13年以上

第2条 命課は、毎年4月1日に行う。ただし、特に必要と認める場合は、これ以外の昇給の時期に行うことができるものとする。

第3条 この命課基準の取扱いに関し必要な事項及び経過措置は、別に定める。

附 則（平成2年教委訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

（関係訓令の廃止）

2 小学校及び中学校における事務主任の命課基準（昭和61年教委訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成5年教委訓令第1号）

この訓令は、平成5年7月1日から施行する。

附 則（平成8年教委訓令第1号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。